

令和3年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年12月16日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年12月16日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第107号議案

教育長の臨時代理における「あらかじめ教育委員会の指示を受けた」事項の改正について

第108号議案

令和3年度東京都指定文化財の指定の諮問について

第109号議案

東京都公立学校長の任命について（令和4年1月1日付）

第110号議案から第113号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都民の声（教育・文化）について〔令和3年度上半期（4月～9月）〕

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

(3) 懲戒処分者数等の推移及び服務事故防止に向けた主な取組について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子 (欠席)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	藤 田 裕 司
次長	福 崎 宏 志
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
地域教育支援部長	小 菅 政 治
人事部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	稲 葉 薫
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第19回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員と新井委員から、所用により御欠席と届出を頂いております。

本日は、6名の傍聴の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうござい
ましようか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都
教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命
令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員
会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の
対象となりますので、御留意願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良く
するため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着
用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、遠藤委員にお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 10月28日の令和3年第17回定例会議事録につきましては、先日配布い
たしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じま

す。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、10月28日の令和3年第17回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

机上に11月25日の令和3年第18回定例会議事録を配布しております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第108号議案から第113号議案まで、並びに報告事項（2）及び（3）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取扱いいたします。

議 案

第107号議案

教育長の臨時代理における「あらかじめ教育委員会の指示を受けた」事項の改正について

【教育長】 それでは、第107号議案「教育長の臨時代理における「あらかじめ教育委員会の指示を受けた」事項の改正について」の説明を、教育政策担当部長からお願いを申し上げます。

【教育政策担当部長】 それでは私の方から、第107号議案、教育長の臨時代理における「あらかじめ教育委員会の指示を受けた」事項の改正について御説明をさせていただきます。

タブレットを御覧ください。

改正の目的でございますが、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2におきまして、教育長はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができるとなっております。

これまで5項目の事務処理につきまして、あらかじめ教育委員会の指示を受けておりましたが、これ以外にも同様な処理が可能と思われる形式的なものがございます。

現在、都教育委員会におきましては、特別支援教育の推進やSociety 5.0を支える工業高校の実現といった、様々な取組を進めておりますが、今後、教育委員会の会議において、委員の合議により更に政策的議論を行うため、これまで指示を受けていた事項に加えまして、改正内容のところでございますが、次の二つの事務についても教育長が臨時に代理をできることとしたいと存じます。

こちらの資料を御覧ください。

1点目は、項番1 (2)でございますが、これまで法令、条例又は規則の改正に伴う、事務的な規則の改正及び条例の改正依頼を臨時代理の対象にしておりましたが、法令、条例又は規則に限らず、例えば文部科学省の指針等の改正に基づくものにつきまして、事務的な改正であれば対象とすることといたします。

2点目は項番2でございますが、これまで年度中途の副校長の任命を臨時代理の対象にしておりましたが、年度中途及び副校長に限らず、課長、担当課長等につきまして、対象といたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見等ございませぬようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

報 告

(1) 都民の声（教育・文化）について〔令和3年度上半期（4月～9月）〕

【教育長】 それでは、次に報告事項(1)「都民の声（教育・文化）について〔令和3年度上半期（4月～9月）〕」の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、報告資料(1)都民の声についてでございます。

都教育委員会が実施している施策や事業、各都立学校の学校運営等に対し、都民の

方などから寄せられた御意見を毎月ホームページで公表するとともに、6か月ごとに年2回教育委員会定例会におきまして御報告しております。今回は、令和3年度上半期について取りまとめましたので、御説明いたします。

まず1ページの、都民の声についてでございます。

令和3年度上半期の受付件数は、棒グラフの一番右側になります、9,993件となっております。性質別で見ますと、苦情が最も多く6,686件でした。次いで要望、意見となっております。

2ページを御覧ください。

分野別になります。生徒指導に関するものが多く、6,078件でございました。2番目は健康管理に関するもので1,479件でございました。

3ページでございます。

3ページから4ページまでは、多数を占めたテーマに関する事例でございます。寄せられた御意見と申出者への回答などについて記載しています。

3ページ上段は生活指導等に関するものの事例でございます。今年5月に寄せられたもので、都立学校の校庭で大人数で密になりながら応援合戦の練習をしているというものでございました。対応欄のとおり、当該校において対応しております。

下段の方ですが、新型コロナウイルス感染症に関するものの事例でございます。今年7月に寄せられたもので、緊急事態宣言の発令に伴って、都立高校の部活動や学校行事等が制限されることに関するものでございます。対応欄に記載のとおり、都教育委員会における取組について回答をしております。

4ページの上段になります。

学校の管理運営に関するものの事例でございます。都立高校の入学説明会の開催日数や定員が減っているため、オンラインで内容を流すように学校へ通知することに関する要望でございます。対応欄に記載のとおり、各学校に対して動画配信の活用について周知を行うとともに、この内容について寄せられた方に回答をしております。

4ページの中段から5ページまでは、感謝事例となっております。

4ページ中段は、都立図書館の複写サービスで速やかな対応が行われたということに対する感謝が寄せられております。

下段でございますが、都立高校の生徒が、路上で具合が悪そうな方に対して親切に対応したことに対するお褒めの言葉を頂いております。

5 ページでございますが、パラリンピック学校連携観戦に参加した学校の保護者から、競技を観戦した子供がハンディキャップのある選手の活躍を見て感動していたことや、暑さ対策、感染症対策に取り組み、観戦を実現したことに対しての御礼の言葉を頂戴しております。

6 ページでございます。請願でございます。請願は、東京都教育委員会請願処理規則等に基づき提出されたもので、請願者に対して検討結果を通知するように定められております。令和3年度の上半期の受付件数は10件で、最も多いものは教職員、生徒指導でそれぞれ3件となっております。

7 ページから8 ページにかけては、卒業式、入学式における国歌斉唱に関する請願と、教科書採択に関する請願について、請願内容と請願者に通知した検討結果を載せております。

9 ページは、団体から寄せられた陳情等でございます。令和3年度上半期の件数は140件で、最も多いのが生徒指導に関するもので94件となっております。

事例として、10ページから11ページにかけて載せておりまして、生徒指導、学校運営、健康管理に関する陳情について主な事項を掲載していますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから、続きまして12ページ、公益通報の制度になります。

まず（1）窓口別受理件数の内訳の表を御覧ください。

上段、教育庁等の窓口は、公益通報保護法で必置とされておりまして、教育委員会の事務局内に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。

下段の弁護士窓口は、コンプライアンスに対する意識をより一層高める観点から、より多くの意見が寄せられるよう、平成25年4月から受け付けを開始したもので、教育庁等窓口では対応できない匿名での通報、区市町村の教員に対する通報などが対象とされます。こちらの窓口は、教員や児童・生徒とその保護者、さらに一般都民からの通報も対象としております。令和3年度上半期の受理件数ですが、弁護士窓口のみの28件でした。制度の性質上、具体的な通報内容をお示しできませんが、生徒指導に

関するもの、わいせつ行為に関するもの、教職員の勤怠管理に関するもの、会計処理に関するものなどがございます。

続きまして、その弁護士窓口受理分に関する処理状況についてでございます。

通報要件を満たしまして、調査を行うことを決定して受理したものの処理状況については、各年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度を掲載しておりますが、記載のとおりとなっております。

今後とも都民の声に真摯（しんし）に耳を傾け、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 御説明いただきありがとうございます。非常に様々な声が寄せられておりますし、なかなか地域の中で起こっていること等、また多くの都民の方々がお考えになられていることというのが、教育委員会の方でも把握できない部分もありますので、こういった都民の声というのは非常に貴重なものだと思いますし、真摯に耳を傾けて、それを受け止めて、また対応を考える必要があるということを感じております。

例えば、陳情の中で、障害のある子供たちに対する教育の在り方や、特別支援学校について幾つか出てきていますが、現在、第2期の特別支援教育推進計画の中で第2次実施計画も策定している最中ですので、是非こういった陳情の声を丁寧に聞いた上で、必要に応じて是非第2次実施計画の中にそれをうまく反映していただきたいなどお願い申し上げます。中には、都立高校の入学者選抜のように、今、議論を行っているものもありますし、こういうものも是非、今後引き続き都民の方々の声をしっかりと受け止め、また対応していきたいと感じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【総務部長】 ありがとうございます。本当に特別支援教育推進計画の方は今パブリックコメントもしておりますので、その御意見や、このように陳情で頂いている

御意見も踏まえながら、今後策定していきたいと思っております。また、都立高校の選抜の話もございますので、教育政策の全般様々な御意見を頂いているものをしっかり受け止めながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 4 ページのところに、学校管理の運営に関するところで、都立学校の動画配信の要望がありました。すぐに教育委員会として調査を行って、全都立学校に注意事項が通知されたということは、速やかな対応だったと思います。その後、実際に動画の活用に対しては、現在どうでしょうか。

【総務部長】 手元には数字は持っておりませんが、今、都立学校の合同説明会なども、かなりオンラインや動画を活用しております、そこに対してかなりのアクセス数があるとは聞いているところですが、正確な数字は、今持ち合わせていないので、申し訳ありません。

【秋山委員】 このように都教育委員会が通知したことに對して、実際の現場でどのようなになっているかというところまで調査していただくと思いました。よろしくをお願いします。

【総務部長】 はい。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。2 ページの表を見ておられますと、トレンドを見ているんですけれども、令和3年度の上半期が1万件近くということで、1年前は9,000弱ということで、1,000件ぐらい増えている。その前、元年度の上半期が2500件近くということで、2年度、3年度と相当増えていると。3年度の上半期が1万件近くなんですけれども、その中身を見ると、例えば生徒指導が6,000件強ですよ。前年の上半期が1,781件ということで、ここがものすごく増えていると。逆に、健康管理のところは4,000件弱に対して、今年度とか令和3年度は1,500弱ということで、ここらは大幅に減っていると。この中身を見ていると、非常に特徴的というか、何でこういうことになっているのかなという。何か特殊な要因が、生徒指導の面あるいは

昨年度の上半期で、健康管理でこれだけ、これはコロナとオリンピックというのかなと類推をしていたんですけれども、前回の内容を見ておられて、トレンドの中でのそういうコロナとオリンピックという特殊要因が、寄せられた声の中に出ていると理解すればいいのか、その辺いかがでしょうか。

【総務部長】 それは委員の御指摘のとおりでございまして、令和2年度の上半期はやはり休校もございましたので、そういった意味で、健康管理、子供たちの健康に対するいろいろな御不安というのが寄せられていると。その後、下半期の方は学校が徐々に再開していきましてけれども、やはりオンラインとか、生徒指導に対してはオンラインに対する御要望が増えていって、今年度の上半期はオリンピック・パラリンピックに関するものを結構寄せられているという状況でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月13日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございまして、12月23日になりますが、現在のところ案件がございません。つきましては、次回の定例会ですが、1月第2木曜日の1月13日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催をさせていただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がございましたとおり、12月23日の教育委員会は案件がないとのことですので、開催しないことといたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、12月23日の教育委員会は開催しな

いことといたします。

次回は、先ほどの御説明のとおり、1月第2木曜日の1月13日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時19分)